

別紙

諮問第1033号

答 申

1 審査会の結論

「代理人の権限証明書ないしは東京都が代理人と認めた根拠文書」を不存在を理由として非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「平成〇〇年〇月〇日、〇〇と東京都で交わされた下記物件の売買契約時、〇〇は〇〇病院に入院していて契約締結は不可能であった。代理人の権限証明書乃至は東京都が代理人と認めた根拠文書。 物件表示 東京都〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇（地番）、（地目）〇〇、（地積）〇〇㎡、売主 〇〇、買主 東京都」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、東京都知事が平成28年8月2日付けで行った非開示決定について、その決定を取り消し、どこで誰と契約したのかがわかる情報の開示を求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書及び意見書における審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりである。

ア 亡〇〇氏は、土地売買契約日前後、〇〇病院に入院中で契約締結は不可能であった。契約書の氏名欄の署名は、明らかに亡〇〇氏ではなく代筆である。しかも名前の字を間違えている（〇ではなく〇が正しい）。本人が契約締結を出来ない時は当然代理人を選定し、委任状を添付しなければならない。東京都の非開示決定通知書によると、委任状を始め、一切の資料が存在しないとの見解であるがこの様な法に反した契約を行政庁が締結するとは到底考えられない。

イ なぜ、虚偽の署名によって、委任状もなく、公金が支払われたのか、国民の知る権利に基づいた行政の説明責任を求めるのが、その目的である。

平成〇〇年〇月〇日に締結された〇〇氏との土地売買契約書の署名は第三者によるものである。都の説明は客観的真実と整合性がない。客観的真実と整合性のある説明をすることこそ、行政の説明責任を果たすことであり、条例の趣旨にかなうことではないかと、再度主張する。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書及び口頭による説明における実施機関の主張は、以下のとおりである。

本件開示請求に係る土地売買契約は、一般都道における交通安全施設整備事業として、現道拡幅により歩道を設置するための事業用地を確保する目的で締結されたものである。これについて関係資料を確認したところ、当該契約は土地所有者本人との契約であり、代理人は存在しないため、代理人の権限証明ないし都が代理人と認めた根拠に係る文書も存在しない。よって文書不存在による非開示決定を行った。

なお、当該契約に係る折衝記録を確認したが、平成〇〇年〇月〇日に〇〇氏本人と面談の上、契約締結が行われたことが記載されている。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成28年10月13日	諮問
平成29年 5月29日	新規概要説明（第178回第二部会）
平成29年 6月 7日	実施機関から理由説明書收受

平成29年 6月28日	審査請求人から意見書收受
平成29年 6月29日	実施機関から説明聴取（第179回第二部会）
平成29年 7月27日	審議（第180回第二部会）
平成29年 9月 4日	審議（第181回第二部会）

（2）審査会の判断

審査会は、実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 道路等の整備に係る用地取得における土地売買契約について

実施機関では、道路、河川、公園などの都市基盤の整備、管理を実施するとともに、当該整備を効果的に進めていくため、計画的かつ重点的に事業用地の確保を進めている。用地取得に際しては、関係者に事業計画の概要、事業の工程、測量や用地取得の日程等を説明し、取得する土地の区域や面積を確定するための測量を行う。その後、事業区域内の土地所有者等の権利者に用地取得の手順や補償内容等について説明する。また、取得する土地の価格を評価し、売買代金を決定後、権利者に金額を提示し、協議が整うと権利者と契約を締結する。契約後、当該土地は、実施機関により分筆、所有権移転登記を行い、土地売買代金の支払手続に移る。

イ 本件請求文書について

本件審査請求に係る請求文書は、「平成〇〇年〇月〇日、〇〇と東京都で交わされた下記物件の売買契約時、〇〇は〇〇病院に入院していて契約締結は不可能であった。代理人の権限証明書乃至は東京都が代理人と認めた根拠文書 物件表示 東京都〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇（地番）、（地目）〇〇、（地積）〇〇㎡、売主 〇〇、買主 東京都」（以下「本件請求文書」という。）である。

実施機関は、本件請求文書は作成及び取得していないことから、不存在を理由とする非開示決定を行った。

ウ 本件請求文書の不存在妥当性について

審査請求人は、審査請求書及び意見書において、本件土地売買契約書の氏名欄の署名は明らかに本人のものではなく代筆によるものであり、本人が契約締結できないときは代理人を選任しなければならず、また、東京都の非開示決定通知書による委任状をはじめ一切の資料が存在しないとのことであるが、このような法に反した契約を行政庁が締結するとは考えられない旨主張する。

この点について実施機関に説明を求めたところ、本件契約は、一般都道において現道拡幅により歩道を設置するための事業用地を確保することを目的として、土地所有者本人と契約を締結したものであり、代理人と契約を締結したものでないため、本件請求文書は存在しない、とのことである。

そこで、実施機関から本件土地売買契約書の写しの提出を受けて審査会が見分したところ、実施機関を買主とする当該土地売買契約書の売主の欄に、〇〇氏の署名と実印の押印がなされていることが確認できた。また、当該土地売買契約書には〇〇氏の印鑑登録証明書が添付されていること、本件売買を原因とする所有権移転登記が〇〇氏と都との間でなされていることについて、実施機関から提示を受けた資料によって確認した。

さらに、実施機関の説明によれば、本件土地売買契約に当たっては、実施機関の職員が〇〇氏本人を訪ね、説明をした上で締結に至ったものであり、本件土地売買契約は〇〇氏本人の意思に基づくものであると考えている、とのことである。

本件土地売買について〇〇氏を売主とし、実施機関を買主と記載した本件土地売買契約書が存在すること、当該売主の署名は、本件土地売買契約書に添付されている印鑑登録証明書の氏名欄の記載と一致していること及び本件契約締結の経緯に関する実施機関の説明内容を踏まえるならば、本件開示請求に係る公文書を作成又は取得していないとする実施機関の説明は首肯できるものであり、他にその存在を認めるに足りる特段の事情も見当たらない。

したがって、実施機関が本件請求文書について不存在を理由に非開示とした決定は、妥当であると認められる。

なお、審査請求人はその他種々主張しているが、いずれも審査会の判断を左右する

ものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、寺田 麻佑、野口 貴公美、森 亮二